

# 幼稚園型認定こども園

## 入園のご案内

【令和6年度 我孫子市】



手賀沼のうなぎちゃん  
©我孫子市 2012

### 目次

1 認定こども園について	3 副食費の免除について . . . . . P5
(1) 認定こども園（幼稚園型とは） . . . P1	4 手続きの流れについて . . . . . P6
(2) 教育・保育給付認定について . . . P2	5 教育・保育給付支給認定の申請書類について . . . P7
2 保育の必要性について	6 支給認定証 . . . . . P8
(1) 保育を必要とする事由 . . . . . P3	7 こんなときは手続きをしてください . . . . . P9
(2) 保育の必要量 . . . . . P4	8 よくある質問 . . . . . P11
(3) 事由ごとの認定期間 . . . . . P4	

**このご案内は卒園まで保管してご利用ください。**

【問い合わせ先】

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地 西別館2階

我孫子市役所 保育課 子育て係

電話：04-7185-1111（内線322・572）

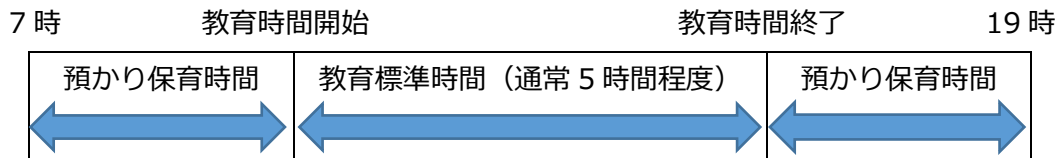
## 1. 認定こども園について

### (1) 認定こども園（幼稚園型）とは

幼稚園と保育園の両方の位置づけを有する施設です。3歳以上の子どもについては、幼稚園利用対象の子ども（教育（1号）認定 以下 1号認定とする）と、保育園利用対象の子ども（保育（2号）認定 以下 2号認定とする）とが、基本的に同じクラスで教育・保育を受けます。在園中に保護者の就労状況が変わっても、認定を変更することにより通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特徴です。

なお、我孫子市内の認定こども園（幼稚園型）はすべて私立園になりますので、入園の申し込みは直接各園へ行っていただきます。

入園可能な方	保護者の就労の有無やお住まいの市区町村にかかわらず、3歳児（令和2年4月2日生以降）から小学校就学前の幼児が入園可能です。 園によっては、満3歳児（※）から入園することが可能です。 ※ 3歳に達した幼児が、翌年の4月を待たずに年度の途中から入園するものです。
標準的な教育時間	4～5時間を標準として各園が決めます。 2号認定の保育時間は、保護者の保育を必要とする事由に応じて必要な範囲で認定します。
預かり保育	教育時間前後に園児を保育する制度があります。（有料） 3歳児以上の2号認定は、教育時間前後の保育は原則無償となります。



※各園の教育・（預かり）保育時間の詳細については、本ご案内末尾資料「我孫子市内認定こども園一覧」をご覧ください。

給食の提供	2号認定は提供あり。 1号認定は各園によります。
送迎	我孫子市内の認定こども園（幼稚園型）は、全園教育時間に合わせて送迎を行う通園バスがあります。 保護者が、直接園への送り迎えをすることも可能です。 （教育時間前後の保育を利用した場合は、保護者の送迎が必要です。）
利用料	利用者負担額（保育料）は原則無償です。通園送迎費、給食費、行事費等は保護者負担となります。園に納入ください。 令和6年4月2日以降に3歳になるお子さん（満3歳児）で2号（非課税世帯は除く）認定の方は、保育認定の保育料月額表に基づいた利用者負担額がかかります。 （3歳になった翌4月1日からが無償となります。）

## (2) 教育・保育給付認定について

認定こども園をご利用いただくには、お住まいの市区町村から「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。認定申請をすることにより、「子どものための教育・保育支給認定証」が交付されます。

教育・保育給付認定には保育の必要性の有無と年齢に応じて、以下の認定区分があります。

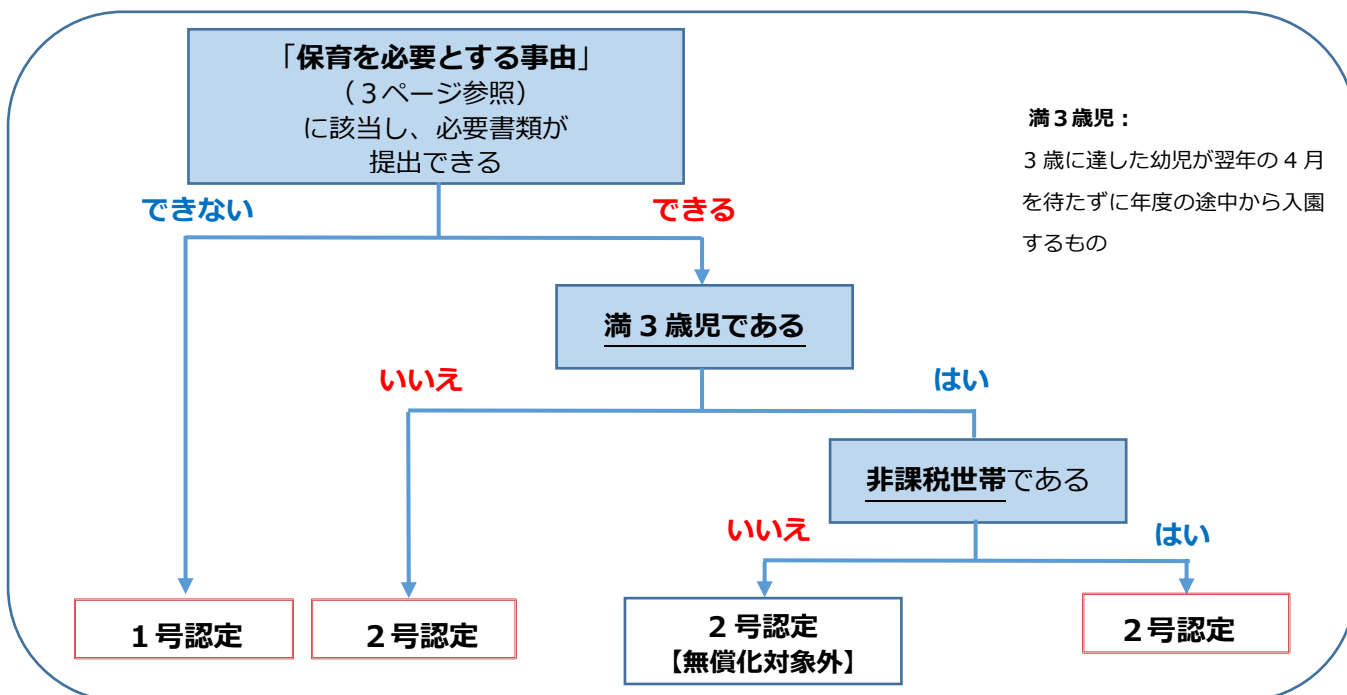
教育・保育給付認定区分	年齢	希望・世帯状況要件	保育料無償化対象	認定される利用時間	認定期間
1号認定(教育)	満3歳～ 小学校就学前	教育を希望	◎	教育標準時間	卒園までの期間
2号認定(保育)	3歳～ 小学校就学前	教育時間前後の保育も希望	◎	保育短時間 もしくは 保育標準時間	4ページ(3)事由ごとの認定期間参照。 ※認定後、一定期間ごとに保育の必要性の継続について確認書類の提出が必要となります。
	満3歳～ 満3歳以降最初の 3月31日までの間	非課税世帯 かつ 教育時間前後の保育も希望	◎		
		課税世帯 かつ 教育時間前後の保育も希望	×		

教育のみを希望される方は1号認定に該当します。

教育に併せて保育も希望される場合は、該当する認定区分を以下のフローチャートでご確認ください。

※ 保育も希望される場合、保護者(父、母、同居している65歳未満の祖父・祖母)全員が3ページ(1)「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

※ 保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、必要書類が提出できる場合であっても、保育の必要がないとご家庭で判断される場合は、1号認定を申請してください。



## 2. 保育の必要性について

### (1) 保育を必要とする事由

対象者：父・母、同居している65歳未満の祖父・祖母

事由	要件	必要書類
① 就労	月64時間以上の就労をしていること ※休憩時間は含まない	就労証明書（証明日から <u>6か月</u> 以内のもの）*Ⓖ 次に該当する場合は上記に加えて下記いずれかの書類が必要 ・ 自営業者の場合〈個人事業主の開業届出書の写し、その他自営業の証明となるもの〉 ・ 農業従事者の場合〈農業経営の実態証明書〉
② 妊娠・出産	産前産後（妊娠・出産）期間であること	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日を記入したページ） ※双子以上の場合はその旨がわかるページをあわせて提出してください。
③ 疾病・障害	保護者の病気や怪我、又は精神や身体に障害があること	診断書（*Ⓖ）又は 障害者手帳等（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）の写し（交付を受けた方のみ）
④ 介護・看護	同居の親族の介護や看護に常時あたっていること	① 診断書（*Ⓖ）又は 介護保険被保険者証（要介護1～5）の写し ② 介護・看護状況申告書（*Ⓖ）
⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっていること	り災証明書 など
⑥ 就学	保護者が就学又は職業訓練（月64時間以上）を受けていること*1 ※休憩時間は含まない	① 在学証明書 ② カリキュラム表
⑦ 求職活動（1か月間）	求職活動（起業準備を含む）を行っていること	1か月以内に求職活動状況報告書、次の認定に必要な書類 ※必ず1か月以内に就労を開始してください。

\*Ⓖ 市所定の様式があります。様式は各認定こども園及び保育課にあり、我孫子市のホームページ「保育園・認定こども園・小規模保育事業所の書式ダウンロード」からも印刷できます。

\*1 学校教育法に規定された学校（学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、その他これらに準ずる教育施設）等又は職業訓練校における職業訓練に限ります。

#### 《注意事項》

- ・ 2号認定を申請する場合は対象者がそれぞれ該当する事由の必要書類を提出する必要があります。
- ・ 就労先から受け取った就労証明書の内容は、必ず保護者自身で記載内容をご確認ください。
- ・ 自営業の方は、開業していることがわかるパンフレットやチラシ等と事業が継続していることがわかるものがあれば添付してください。

## (2) 保育の必要量

2号認定を受けた場合は、保育を必要とする事由により「保育の必要量」を認定します。

保育の必要量	利用できる時間
保育短時間	8:30~16:30のうち最長8時間 ※園により設定時間が異なる場合あり
保育標準時間	上記の時間を超えて最長11時間

上記は最大利用可能時間となります。認定の必要量を超える保育の利用があった場合、別途料金がかかることがあります。保育短時間、標準時間のどちらの認定を受けた場合であっても、保護者が実際に必要とする時間の利用となります。



## (3) 事由ごとの認定期間

事由	認定期間	保育の必要量
① 就労	就労証明書の記載どおり就労を継続されている期間 ※認定後に申請時と状況が変わった場合（退職や転職など）は、9ページ以降を参照し手続きをしてください。	就労時間と通勤時間により認定
② 妊娠・出産	出産月の2か月前の月初から出産後2か月目を迎えた月末まで ※双子以上の場合、出産月の4か月前の月初から出産後2か月目を迎えた月末まで ※実際の出産日によって、期間が変更になります。	保育標準時間 ※申請により保育短時間認定も可能
③ 疾病・障害	療養が必要な期間	保育短時間
④ 介護・看護	介護・看護が必要な期間	介護・看護を要する時間により認定
⑤ 災害復旧	災害復旧に従事している期間	保育標準時間
⑥ 就学	卒業又は修了予定まで	授業時間と通学時間により認定
⑦ 求職活動等	1か月間 (起業準備・リストラ・倒産の場合、最長3か月間) ※求職活動での認定は1年に1度までです。	保育短時間
育児休業	新規入園時に、育児休業事由での2号認定はできません。	保育短時間

※ 認定期間満了前に次の認定申請書類が提出されなかった場合は、認定満了日翌日以降の認定を1号認定に市の職権で変更します。認定期間中でも家庭保育が可能となった場合は認定が取り消しとなります。

**認定が変わる場合は必ず認定申請書類をご提出ください。**

### 3. 副食費の免除について

保護者が実費負担する給食費のうち主食（お米、麺、パン等）以外の副食（おかず等）の食材費である「副食費」について、免除するものです。



#### ● 対象者 《認定区分によって基準が異なります》

以下の①、②のいずれかの要件を満たす世帯及び園児

##### ① 市区町村民税所得割額世帯合算額が以下の基準に該当する世帯

- ・ 1号認定：77,101円未満
- ・ 2号認定：57,700円未満（ひとり親世帯等は77,101円未満）

※ 平成30年度分から、指定都市の市民税の税率が6%から8%に変更されましたが、保育料決定及び副食費免除の判定にあたっては旧税率（6%）を用いて計算します。

##### ② 第3子以降の園児

※ 就学前児童は、保育園、認定こども園、幼稚園、児童発達支援施設等を同時に利用する子どものみカウント

- ・ 1号認定：小学校3年生までの一番上の子を第1子と数える
- ・ 2号認定：小学校就学前の一番上の子を第1子と数える

対象者の判定に、特別な手続きは必要ありません(※)。対象期間ごとに市で対象者を判定し、**対象者のみ**に通知します。新規入園の際は、支給認定証を送付する際に併せて通知いたします。

修正申告等で対象税額が更正された場合は更正が分かった日の翌月からの判断となります。

(※) 令和5年1月1日、又は令和6年1月1日時点で我孫子市に住民票がない場合は、我孫子市で市区町村民税の確認ができませんので、住民票があった市区町村発行の課税証明書が必要です。

<対象期間ごとの課税の参照年度及び通知時期>

対象期間 (R6年度)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定の根拠	令和5年度市区町村民税（所得割額） （令和4年中の所得に基づく）					令和6年度市区町村民税（所得割額） （令和5年中の所得に基づく）						
通知時期	令和6年3月					令和6年8月						

#### ● 免除判定を行う市区町村民税課税額の算定の範囲について

課税額の算定を行う際は、原則父母の市区町村民税額の合算額で算定を行います。

ただし、「祖父母と同居している」方で

「父母とも（ひとり親の場合父又は母）非課税」の場合は、

下記条件①～③のうち二つ以上該当する場合は、祖父又は祖母の課税額で算定します。

- ①父と母のいずれも児童を税制上扶養としていない。
- ②祖父母が課税されている。
- ③父と母のいずれも児童を健康保険等において、扶養親族としていない。※

※児童の健康保険証等のコピーの提出を求める場合があります。



## 4. 手続きの流れについて

認定こども園（幼稚園型）へ入園される場合は、以下の流れで手続きを行います。  
（園によって、実際の流れと異なる場合があります）

※ 申請書類については、7ページ 「5. 教育・保育給付認定の申請書類について」を参照してください。

①入園を希望する認定こども園へ入園願書を提出します。入園願書は園よりお受け取りください。

②園で入園面接等を行い、入園が内定します。

③子どものための教育・保育給付認定の申請を行います。必要書類を認定こども園でお受け取りいただき、定められた期日までに申請書類を認定こども園に提出してください。  
※認定申請手続きはお住まいの市区町村ごとに異なりますので、詳細はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

④提出された認定申請書類が市に届きましたら、市が認定審査・認定決定を行います。  
認定決定後、市より保護者あてに「支給認定証」等を送付します。

⑤園の利用を開始します。1号認定で預かり保育を利用される方は、事前に利用方法や料金等を園にご確認ください。

※ 認定決定後に、認定区分の変更等をされる場合は、再度申請書類の提出が必要です。



市外の認定こども園の2号認定を希望される場合は、書類の提出期限等が異なります。  
必ず別紙「市外の認定こども園に2号認定で入園を希望される方へ」を参照のうえ、  
お手続きを行ってください。

## 5. 教育・保育給付認定の申請書類について

申請される認定区分、家庭の状況等により必要な申請書類が異なります。

認定区分ごとに必要な申請書類は以下のとおりです。

必要書類をご記入のうえ、園が指定する日までに入園される園に提出してください。

※市外の認定こども園（2号認定）の申請書類については、我孫子市にお問い合わせください。

【表 1-1】 認定に必要な申請書類

認定区分	認定に必要な申請書類
1号	① 子どものための教育・保育給付 認定申請書 ② 家庭状況調査票 ③ 【表 1-2】に該当する場合のみ必要となる書類
2号	① 子どものための教育・保育給付 認定申請書 ② 家庭状況調査票 ③ 重要事項確認及び同意書 ④ 保育の必要性を証明する書類（父・母、同居している65歳未満の祖父・祖母） 【3ページ（1）保育を必要とする事由】 ⑤ 【表 1-2】に該当する場合のみ必要となる書類 ⑥ 【表 1-3】に該当する場合のみ必要となる書類

【表 1-2】、【表 1-3】において、対象者であり家庭の状況に合致するものがあれば、対応する必要書類をすべて提出する必要があります。

【表 1-2】 該当する場合のみ必要となる書類（対象者：全員）

家庭の状況	必要書類
ひとり親家庭の場合 （住民票上、かつ居住実態も別である事）	戸籍謄本又は離婚届受理証明 離婚調停中であれば、事件係属証明書又は呼出状等の写し
令和5年（6年）1月1日に我孫子市外に住民登録がある場合（※1）	令和5年度（6年度）市区町村民税課税証明書 （※2） （所得割額・扶養の有無が確認できるもの）
令和4年中（5年中）海外に住み、収入があった場合	①勤務先発行の海外での収入・所得証明 ②所得控除の対象となる社会保険料、生命保険料等の控除証明書（払込証明書） （※2）
生活保護を受給している場合	生活保護受給証明書
二世帯住宅に生まれている方（住む予定の方）	世帯状況申立書（二世帯住宅）



※1 父母、同居の祖父母全員のマイナンバーがわかる資料、及び本人確認ができる資料（運転免許証など）を保育課窓口にお持ちいただければ、課税証明書の提出は原則不要です。

◎マイナンバーがわかる資料（次のどちらか1点）

①マイナンバーカード

②個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

\*②の場合は本人確認資料として、窓口にお越しいただく方の顔写真、氏名、生年月日が記載されている証明書（運転免許証、パスポート、外国籍の方は在留カード等）も併せてお持ちください。

※2 5ページ「3.副食費の免除について」において、ご家庭で免除対象外又は判定不要と判断される場合はこれらの書類の提出は不要となります。その代わりに、免除判定は不要である旨の同意書をご提出ください。

（満3歳児で2号認定を申請される場合は、認定判定のために必要ですので必ずご提出ください。）

### 【表 1-3】該当する場合のみ必要となる書類（対象者・2号認定申請世帯）

家庭の状況	必要書類
①身体障害者手帳、②療育手帳、③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が同居している場合	該当する手帳の写し
①特別児童扶養手当の受給対象児童、②障害基礎年金の受給者が同居している場合	該当する受給証の写し
外国籍の方	在留カードの写し（表と裏）

### <申請書類について>

・認定申請書等の必要書類は、各認定こども園及び保育課で配布します。

我孫子市のホームページ「保育園・認定こども園・小規模保育事業所の書式ダウンロード」からも印刷できます。



様式ダウンロードはこちら



## 6. 支給認定証

市は、保護者からの申請に基づき、子どもの年齢や保護者の就労形態により、教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定を行い「子どものための教育・保育給付支給認定証」を交付します。

認定区分、認定期間が記載されていますので、ご家庭で大切に保管してください。

※ 4月入園については、認定事務が集中するため審査に時間を要することから、支給認定証及び利用者負担額決定通知は3月中旬までにお知らせします。

## 7. こんなときは手続きをしてください

認定申請・認定決定時から、申請内容に変更がある場合や変更を希望する場合は、変更に関する申請や届出が必要です。

以下の表をご確認いただき、変更の 2 週間前までには申請手続きを行うようにしてください。提出書類は、通園されている認定こども園へご提出ください。

※1号認定から2号認定への変更や保育の必要性の事由を変更される場合、認定申請書及び保育の必要性を証明する書類等を認定こども園に提出した日以降、変更後の認定が可能となります。

**認定区分、保育の必要量又は認定期間の変更が生じる場合は**、内容変更届ではなく、子どものための教育・保育給付認定申請書の提出が必要です。

認定区分	変更内容	提出書類			留意事項
		内容変更届	認定申請書	その他	
全認定区分共通	市内転居	○			
	市外への転出 (在籍園は変わらない場合) ※市外へ転出された場合、我孫子市での認定は取消となり、新たに転出先の市区町村へ認定申請を行う必要があります。	○			転出先の市区町村で1号認定の申請が必要です。 保育を希望される方は、別紙「 <b>転出後も引き続き在籍園で保育を希望される方へ</b> 」を参照ください。
	退園	○			次に入園する施設が決まっている場合は、施設名、入園日を内容変更届にご記入ください。
	世帯構成の変更 (結婚、離婚等)	○		離婚の場合は 戸籍謄本(写し可)	
	連絡先の変更	○			
	確定申告等により課税状況が変更となった場合				課税状況が変更となった旨を保育課にご連絡ください。翌月以降の副食費免除対象について再判定をします。
	その他	○		変更内容を証明する書類	

認定区分	変更内容		提出書類			留意事項
			内容 変更届	認定 申請書	その他	
1号認定	2号認定へ認定変更する (保育の必要性を証明する書類を提出する必要があります。3、4ページ参照。)			○	7ページ 5. 【表 1-1】 2号認定に必要な申請書類参照	【表 1-1】②、⑤は提出済みであれば不要です。
2号認定	産前・産後休暇に入る			○	母子健康手帳の写し(3ページ参照)	
	育児休業に入る			○	育児休業期間が明記された就労証明書	
	転職する	保育の必要量が <b>変わらない</b> 場合	○		① 退職日を証明する書類 (就労証明書等) ② 転職先の就労証明書	
		保育の必要量が <b>変わる</b> 場合		○		
	就労中の条件が変わる (時間・場所等)	保育の必要量が <b>変わらない</b> 場合	○		変更後の就労証明書	
		保育の必要量が <b>変わる</b> 場合		○		
	65歳未満の祖父母と同居する	同居する祖父母が就労している	○		祖父母の就労証明書	
		同居する祖父母が就労していない		○		保育を必要とする要件に欠けるため、1号認定への変更が必要です。
	退職する	退職後1号認定に変更する		○	退職日を証明する書類 (就労証明書等)	1号認定への認定申請が必要です。
		退職後すぐに求職活動をする		○	退職日を証明する書類 (就労証明書等)	求職活動認定申請後、求職活動での書類提出が必要となります。 3ページ表⑦参照してください。

※変更される認定の期間が有期の場合は、認定満了期日を確認の上満了日前に必ず次の認定申請書類をご提出ください。



## 8. よくある質問

### Q 1号認定と2号認定とで利用時間は変わりますか？

A 1号認定の子ども（幼稚園の利用対象の子ども）は、「教育標準時間」（1日4～5時間が標準）、2号認定の子ども（保育の利用対象の子ども）は、保育を必要とする事由や状況により、「保育短時間」（1日8時間まで保育を利用）、「保育標準時間」（1日11時間まで保育を利用）となります。

※ 利用できる時間は、保護者の就労状況等に応じて必要な範囲となります。

### Q 預かり保育を希望していますが、認定こども園でも利用できますか？

A ご利用いただけます。実施時間や利用料などの詳細については、本ご案内末尾資料「我孫子市内認定こども園一覧」をご覧ください。

### Q 1号認定で入園していますが就労が決まったので月の途中で認定の変更はできますか？

A 可能です。認定申請書及び、保育の必要性を証明する書類等を提出した日から認定の変更が可能となります。ただし、書類に不備があると、認定出来ない場合もありますのでご注意ください。

※ 同様に、就労等の事由で2号認定の方が月の途中で2号認定の事由がなくなった場合、事由がなくなった翌日から認定変更となります。認定変更（出産、就職・求職の予定等）がある場合は、早めに園にご相談ください。

### Q 市外の認定こども園は利用できますか？

A ご利用いただけます。

1号認定をご希望の場合は、市内園を利用するときと同様の書類をご希望の認定こども園へ提出してください。

2号認定をご希望の場合は、我孫子市を介して該当の市区町村への申込（管外協議）が必要となりますので、我孫子市へお問い合わせください。



# 認定申請書 記入上の注意

子どものための教育・保育給付 認定申請書 (新規・変更)

我孫子市長 あて 年 月 日

保護者氏名

次のとおり、子どものための教育・保育給付に係る支給認定を申請します。

申請に係る小学校就学前子ども

該当する方を○で囲んでください。  
新規の場合は新規入園申込する園名  
変更の場合は在園している園名を記入してください。

2号認定を希望の方は「有」  
1号認定を希望の方は「無」  
を○で囲んでください。

2号認定を申請する方は  
申請児童の  
・身体障害者手帳  
・療育手帳  
・精神障害者保健福祉手帳  
の有無について○で囲んでください。

①世帯の状況

区分	フリガナ氏名	児童との続柄	生年月日	年齢	性別	職業又は学校名等	備考
			年 月 日生		男・女		
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				

申請児童は記入不要です。  
申請児童の両親及び同居者全員について記入してください。

・職業  
・学校  
・保育施設  
・幼稚園名  
等を記入してください。

単身赴任等、特記事項があれば備考欄にご記入ください。

生活保護の適用の有無 適用無し・適用有り ( 年 月 日保護開始)

②利用を開始する日、保育時間・保育を必要とする理由の変更を希望する期間

希望する期間 年 月 日から 年 月 日

(表面)

③税情報等の提供に当たっての署名欄

我孫子市が子どものための教育・保育給付の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を開覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名

署名欄の記載内容を確認のうえ、署名してください。

④保育の利用を必要とする理由等

\*保護者の就労又は疾病等の理由により保育園等に必要とする理由を証する書類(就労先、保育の利用を希望する理由を証する書類)

保育の利用を必要とする理由	続柄	必須
	父	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 育児休暇 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <small>(具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など))</small>
母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 育児休暇 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <small>(具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など))</small>	
	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 育児休暇 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <small>(具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など))</small>	

2号認定を希望の方は保育を必要とする事由として、該当するものにチェックをしてください。

2号認定を希望の方は就労等の状況に応じて必要な範囲の「利用曜日」「利用時間」を記入してください。

○字は楷書で記入してください。  
\*印の欄

\*我孫子市

認定の可否	認定証番号	認定区分等
可・否 (否とする理由)	年 月 日認定	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (□標 □短)
支給(入園)の可否		支給(利用)期間
可・否 (否とする理由)	[ <input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型 ]	自 年 月 日 至 年 月 日
入園施設(事業者)名		
[ <input type="checkbox"/> 認定子ども園(□連 □幼(□幼 □保) □保(□保 □幼) □地(□幼 □保)) <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育園 <input type="checkbox"/> 地域型(□小 □家 □居 □事)		
備考		
*施設(事業者)記載欄		受付年月日 年 月 日
施設(事業者)名	(事業者番号: )	
入園契約(内定)の有無	有(契約・内定( 年 月 日契約(内定)))・無	

(裏面)



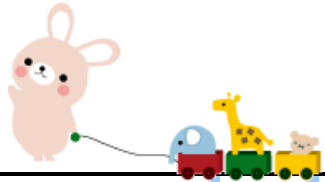
# 我孫子市内認定こども園一覧



幼稚園型 認定こども園名	定員	住所	電話番号	教育・保育時間 ※教育認定のお子様は土曜日は休園 ※保育認定の時間は保護者の就労状況等に応じて認定		預かり保育（教育認定）（平日：月曜～金曜日/長期：夏・冬・春期休業期間） 延長保育（保育認定）（平日：月曜～金曜日/長期：土曜日と夏・冬・春期休業期間）			弁当・給食	未就園児保育	
						実施時間	利用料				
認定こども園 ひかり幼稚園	192	緑2-3-1	7185-0415	教育認定（1号）	平日 8時30分～14時 第3水曜 8時30分～11時	平日	7時～8時30分 教育・保育認定時間後～19時	共通 7時～7時30分 30分間 200円 18時30分～19時 30分間 200円	給食 月～金	くまちゃん クラブ	5月開始 週1回 火・木・金曜の3クラス 随時受付 10時30分～11時30分 園庭開放あり 会費 5月と11月に9,000円 入会金 5,000円 保険代等 1,000円
				保育認定（2号）	月曜～金曜 標準 7時30分～18時30分 短時間 8時30分～16時30分 土曜 標準 7時30分～17時 短時間 8時30分～17時	長期	7時～19時	教育認定 （1号） 7時30分～18時30分 30分間 100円			みんなであそぼう 月1～2回 無料 1歳児向け親子教室 *日程はホームページに掲載
認定こども園 湖北台幼稚園	145	湖北台8-10-2	7188-1001	教育認定（1号）	平日 9時～14時 第3水曜 9時～11時	平日	7時～19時	7時～8時30分 15分間 100円 14時～18時 1時間 200円 18時～19時 15分間 100円	全給食・週3回給食・全弁当の 選択制 1食340円	うさちゃん 教室	週1回（水・金曜のうち希望日） 10時30分～11時30分 会費 3ヶ月 5,000円
				保育認定（2号）	月曜～金曜 標準 7時30分～18時30分 短時間 8時～16時30分 土曜（就労状況による） 標準 7時30分～17時 短時間 8時30分～17時	長期	7時～19時	7時～8時 15分間 100円 18時～19時 1時間 200円 15分間 100円			園庭開放 毎週水曜 14時30分～16時（無料）
認定こども園 つくしの幼稚園	165	つくし野 6-23-10	7184-3200	教育認定（1号）	平日 8時30分～14時 第3水曜 8時30分～11時	平日	7時～8時30分 教育時間後～19時	7時～8時30分 15分間 100円 教育時間後～18時 30分間 100円 18時～19時 15分間 100円	給食 月・水・金 1食 340円 （全給食に変更も可能）	いちごくみ	週1回（火・木曜のうち希望日） 10時30分～12時 終了後30分間 園庭開放 入会金5,000円 参加費1回200円 （チケット制） *申し込み等、園に直接お問い合わせ ください。
				保育認定（2号）	月曜～金曜 標準 7時30分～18時30分 短時間 8時30分～16時30分 土曜（就労状況による） 標準 7時30分～12時 ※延長有 短時間 8時30分～12時	長期	7時～19時	7時～8時30分 15分間 100円 8時30分～18時 30分間 100円 18時～19時 15分間 100円			園庭開放 月1～2回 無料 *日程はホームページに掲載
認定こども園 わた幼稚園	135	布佐1275	7189-1608	教育認定（1号）	平日 9時～14時	平日	7時～8時30分 教育時間後～19時	7時～7時30分 30分間 200円 18時30分～19時 30分間 200円 7時30分～18時30分 30分間 100円	給食 教育認定（1号）： 月～金（希望者のみ） 1食340円 保育認定（2号）： 全給食・弁当 選択制	ピノキオ教室	4月開始 年30回（火曜） 10時30分～12時 入会金 2,000円 会費 前期後期 各7,500円
				保育認定（2号）	標準 7時30分～18時30分 短時間 8時30分～16時30分	長期	7時～19時				スマイルクラブ 年間9回（木曜）10時30分～12時 （無料）
認定こども園 湖北白ばら幼稚園	179	中麻村下1-2	7188-2211	教育認定（1号）	平日 8時30分～14時 月1回程度 午前保育あり （8時30分～11時30分）	平日	7時～8時30分 教育時間後～19時	1時間 200円 （15分単位 50円）	自園調理給食 教育認定（1号）： 月額7000円 保育認定（2号）： 月額7500円 *お弁当の日あり （月1回程度） *詳細は園にお問い合わせ ください	ことり組	5月開始 年間15回 9時30分～11時30分 年会費 23,000円 （15回分、教材費・おやつ代込）
				保育認定（2号）	標準 7時～18時 短時間 9時～17時	長期	7時～19時				園庭開放 水曜 月2～3回程度（無料）*日程・時間 はホームページをご確認ください。

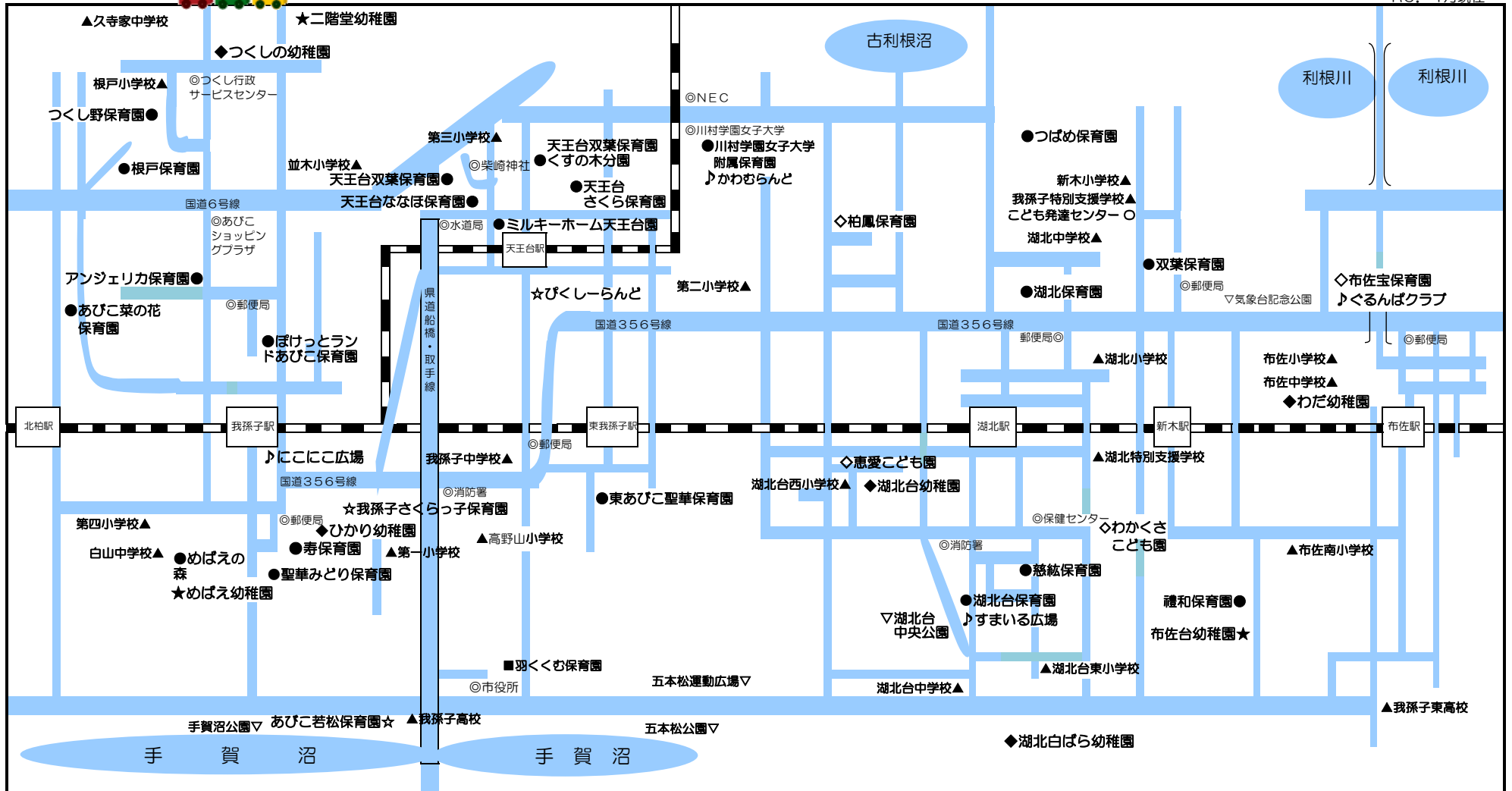
注：上記の内容は、令和5年度の内容をもとに記載しております。利用料等の詳しい内容については、直接各園にお問い合わせください。





# 我孫子市内幼稚園・保育施設等地図

R6. 4月現在



<凡例>

- ★ 幼稚園
- 保育園
- ☆ 小規模保育事業所
- ◇ 認定こども園(幼保連携型)
- ◆ 認定こども園(幼稚園型)
- 企業主導型保育施設(地域枠あり)
- ♪ 広場(子育て支援施設)
- ▲ 学校
- ▽ 公園

